

伊方町農業支援センターだより

企画発行 / 伊方町地域担い手育成総合支援協議会（伊方町農業支援センター内）

伊方町農業支援センター

〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993-2
TEL (0894) 38-0311 (JAにしうわ伊方支店代表)
FAX (0894) 38-1063

No.3

新年明けましておめでとうございます。農家の皆様におかれましては、ご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。新しい年が、皆様にとりまして幸せ多き一年でありますよう心からご祈念申し上げます。

農業を取り巻く情勢は、国内外とも厳しいものがあります。耕作者の地位の安定と食料の安定供給を図るために重要な生産基盤である農地について、転用規制の厳格化等によりその確保を図るとともに、貸借に係る規制の見直し、面的な利用集積を図ること業の創設等により、農地の有効利用を促進することを目指して、農地法が平成21年12月に改正されました。

食料自給率の向上及び国土の調和ある保全等農業の担うべき役割は、ますます増大しています。優れた産地としての地位を維持するための対策の一環として、優良農地保全のための意向調査を実施させて頂きますので、皆様のお声をお聞かせ下さい。（3面に掲載）今後とも農業支援センターをご指導、ご協力のほどお願いします。



愛媛県園芸大会で 石崎 照夫氏が『園芸功労賞』(知事表彰)を受賞

平成21年10月15日に松山市安城寺株式会社で開催された愛媛県園芸大会で、伊方町大久の石崎照夫さんが園芸功労賞知事表彰を受けました。この賞は、県内で果樹振興に尽力された個人、団体が園芸功労者として表彰されるものです。

石崎さんは、急傾斜地果樹園での労働の省力化、産地の立地条件を考えた清見等の中晩柑の導入や組織の牽引役として力を発揮され、今回の受賞となりました。



熱く語り合いました。

また、大田市場で西宇和みかん（早生）

小学校での出前授業ではミカンの収穫体験を行い、子どもたちに大人気でした。消費者等との意見交換では、国の職員やデザイナーなど様々な業種の方、学生や主婦の方、県選出国会議員まで集まつていただき、今後の西宇和みかつのあり方等について

精力的に行いました。伊方町からは、三崎支部の2名が参加しました。

若いパワーでみかんをPR ～西宇和みかんきつ産地直送出前事業～

八西地区青年農業者連絡協議会（磯崎真義会長・68名）は11月4～6日の3日間、松山市と東京都・埼玉県で、西宇和みかんきつ産地直送出前事業を実施しました。

これは、ミカンの消費拡大と農業への理解促進を目的に平成18年度から実施しているもので、今年度で4回目となります。ミカン収穫等で忙しいにもかかわらず、西宇和みかんきつを広めるため、役員・理事を中心に行なったと口を揃えており、今後他の会員や地域の生産者等にも詳細を報告することとしています。なお、3月には伊方地域の主力である晩かん類の出前授業も行う予定です。

小学生にみかんの収穫を体験してもらいました。採果鉄を使って上手に摘みました。



新橋アンテナショップ「せとうち旬彩館」でのPR活動など、みかんをPR

の初せりを視察し、県関係者が一体となつて販売努力する姿に思いを新たにし、せとうち旬彩館でのPR活動では、来場者にミカンの配布や試食販売を行いました。

磯崎会長は「自分たちが作っているミ力

ンには自信がある。いろんな人に西宇和みかんきつを知つてもらい、食べてもらいたい

ため、今後も積極的に情報発信を行つてみたい」と話しています。これら一連の活動は他の参加協議会員も貴重な経験になつたと口を揃えており、今後他の会員や地域

の生産者等にも詳細を報告することとしています。

伊方町農業支援センターだより No.3 (2)

伊方町の新規就農

ニーフィア



伊方町中之浜
三浦

文靖さん (22)
平成20年4月就農

☆自分の性格は？

まじめでおとなしい性格…かな。

☆就農のきっかけは？

小さい頃から両親の手伝いをしていたので。

☆農業に対するイメージは？

しんどいけど、やりがいのある仕事だと思います。

☆今後の目標は？

柑橘の知識や技術をたくさん習得したい。

☆伊方町に望むことは？

ここでずっと農業を続けていきたいと思うので、農業がしやすい環境づくりをお願いしたいです。

— 優良農地保全のための意向調査のお願い —

伊方町農業支援センター

各地区の農業委員・農地流動化委員と協力して農地の保全を推進してまいります。お忙しいと存じますが、農地の承継・あっせんに関するアンケート調査に御協力をお願いします。

なお、アンケートの情報につきましては、目的以外に使用しませんので、率直な意見をお聞かせ下さい。

お問い合わせは、伊方町農業支援センター TEL 38-0311まで

提出先 伊方町農業支援センター・総合支所・JA	〆切 2月末までにお願いします。
-------------------------	------------------

氏名 _____ TEL _____

住所 _____ 年齢 _____ 才 _____

- 今後の農業経営方針をお聞かせ下さい。(当てはまるものを○で囲んで下さい)

① 面積を拡大したい	イ すぐにでも	ロ () 年後	ハ 購入も可
② 縮小していく 農業をやめる () 年後に	イ 売りたい ・ すぐにでも ・ 2-3 5-6 10年後	ロ 貸したい ・ すぐにでも ・ 2-3 5-6 10年後	ハ 廃園・植林など ()
③ その他	イ 集約したい	ロ 交換したい	ハ 現状維持

- 売っても良い・貸しても良いという園地がありましたらお書き下さい。

	園地の所在地	面積(a)	品種	樹齢	スプリンクラーの有無	道路からの距離
1						
2						
3						
4						
5						

- 上記の園地に関する情報を公開しても良いですか。 イ 良い ロ 紹介しないで欲しい

ご協力ありがとうございました。

- 伊方町農業支援センターにご意見・要望がありましたらお聞かせ下さい。

--

農地制度が変わります！

- 平成21年6月24日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。
- 21年中には、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタートします。
- 新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

改正のポイントは…

農地を貸したいんだけど…

農地の貸借規制が緩和されます！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます（一定の要件を満たす必要があります）。

農地の借り受け者の範囲

(改正前)

(改正後に追加)

農作業常時従業者	農業生産法人	+ 農作業常時従業者以外の個人	農業生産法人以外の法人
----------	--------	-----------------	-------------

- 市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行う事業が新設されます。



許可なく転用してしまうと…

違反転用に対する罰則が強化されます！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されます。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されます。

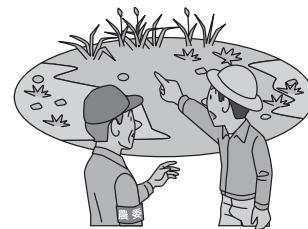


事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

耕作しないでいると…

遊休農地に対する指導が強化されます！

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



農地を相続する場合は…

農業委員会への届出が必要になります！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になります。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになります。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができるようになります。



新たな農地制度について、詳しくは伊方町農業委員会
へお問い合わせ下さい

電話 38-2658

耕作放棄地を どうがいせん とといかん

～伊方町農家の新たな動き～

いくなか、何とかして今の優良園地を守つて、こうと考えた伊方町6人の生産者が、平成19年に任意組織「あんぽん営農組合」（組合長川口清二郎氏）を設立し、耕作放棄地を借り受けて温州みかんなどの共同管理・出荷をしています。



あんぽん園地で摘果講習会



園内作業道を設置

※任意組合とは、各当事者が出资して共同事業を営む団体のことです。法人ではないため団体としての権利義務はなく、組合員それぞれが権利義務を負うこととなっています。このため会員全員が出资して借受園地での栽培管理を行い、販売後の収益等を分配し、自己経営での農業所得として申告しています。

耕作放棄園地が年々増加して

という仲間の協力を得て、共同で管理していくことを決めました。

共同管理を行うにあたり集団組織としてどのような形態がよいか、メンバーや支援センター及び関係機関と協議検討した結果、「任意組合」という形態でスタートすることとなり、「あんぽん営農組合」として、借り受けた園地での共同管理・共同出荷をはじめました。

6人は、それぞれ自己の農業経営に従事する一方で、組合での作業にも従事し、収穫時期など作業が重なるときは、短期間で効率よく行なえるよう計画を立て作業しています。一人でははかどらない作業や重労働な仕事も、数人で協力して

メンバーやは、「全員この道のプロ。それぞれの技を学ぶことで、自分たちの技術向上にも役立っています。」と意気込みも高く、借受け当初は樹勢も弱く収量・品質も悪かった園地も、共同管理により徐々に回復し、収量も増えてきました。20年には園内作業道を設置するなど、さらに軽労働化を進めています。

川口組合長は、「この我々の活動を通じて若い世代の担い手が育ち、地域の活性化につながればいいと考えています。」と話しています。

作業すれば効率も良く短時間で集中的に管理できます。

草刈り・摘果・収穫など農作業のお手伝いさん(登録支援者)を募集しています。

農作業のお手伝いさん(登録支援者)を募集しています。

「時期によつては、ちょっととしたお手伝いなら出来るよ」という農家の方がありましたら登録をお願いします。

病気、事故、高齢の為困っている技術と経験の必要な農作業(防風垣の剪定・摘果など)のお手伝いをもらえないませんか。可能な時期だけ結構です。登録をお願いします。

また、短時間(2時間単位)でも農作業のお手伝いが可能な方は、あらかじめ登録をお願いします。土・日・祭日だけでも、午前中だけでもOKです。登録申し込みについての制限はありません。「求職申込書」を提出して下さい。

【問い合わせ先・申込提出先】

西宇和農業協同組合 伊方支店
営農管理センター 無料職業紹介所

TEL 0894-38-0311
FAX 0894-38-11063

(担当・小清水)

中山間地域等直接支払制度「新対策の概要」

本制度は、平成12年度より農業生産活動等の継続による農用地等の保全や多面的機能を確保するため実施されております。

しかしながら、中山間地域では高齢化の進行が著しく、今後ともその進行が不可避である中で、このままでは将来において農業生産活動が困難と考える高齢農家の多くが協定から離脱していくことが懸念されます。

このため、平成22年度からの次期対策については、高齢農家も安心して本制度に取り組めるよう「高齢化の進行にも十分配慮した仕組みへの見直し」に主眼を置き、極力、取組面積の減少を防止することで交付実績面の維持を基本に、下記のとおりとされる予定です。(年明け2月頃に確定)

① 対策期間

対策期間を10年間に延長(5年毎に見直し)

③ 対象農用地

集落協定に基づき農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる場合は、1ha未満の団地等であっても、一団の農用地として取り扱うことができます。

④ 対象行為

- ・耕作放棄の発生防止等の基礎的な活動(継続)

(継続)

- ・担い手の育成等、より前向きな取組(継続)
- ・共同で支え合う仕組みを集落で取り決め、活動を維持する。(新設)

⑤ 加算措置

- ・利用権設定等の規模拡大を行つた者に加算(継続)
- ・担い手に利用権設定等を行う集落に加算(継続)

- ・農業生産法人、特定農業法人の設立に加算(継続)
- ・小規模、高齢化集落の農用地を取り込んだ場合に、当該集落の農用地面積に応じて加算(新設)

② 交付単価
変更なし(継続)

・農業生産法人、特定農業法人の設立に加算(継続)